

危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）に関する論点整理

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

検討を進めるに当たっての論点の整理

第1回検討会の議論を踏まえ、以下の3つに分けて今後議論を進めてはどうか。

1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

＜検討の論点＞

- ・ 検討の基礎となる災害の実態の深掘り
- ・ 個人事業者自身による措置やその実行性を確保するための仕組みのあり方
- ・ 個人事業者以外も含めた災害防止のための発注者による措置のあり方
- ・ 発注者以外の災害原因となるリスクを生み出す者等による措置のあり方
- ・ 個人事業者や小規模事業者に対する支援のあり方

2 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策②（事業者による対策）

＜検討の論点＞

- ・ 労働者について危険有害性が確認され、また災害が発生した実態等を踏まえ、現在労働者保護規定が設けられている機械、作業等については、同じ機械、作業等に係る個人事業者等にも同様の危険有害性があること等から、その安全確保の観点からも、当該保護規定を踏まえた規制等を検討する必要があるのではないか。

※最高裁判決においても、物の危険性及び場の危険性に着目した規制は、労働者以外も保護する規定と判示。（物の危険性、場所の危険性に着目した規制としては、安衛法20条等がある。）

3 危険有害作業以外の個人事業者等対策（過重労働、メンタルヘルス、健康管理等）

＜検討の論点＞

- ・ 検討の基礎となる災害の実態の深掘り
- ・ 過重労働等の健康障害防止のための措置及びその実行性を確保するための仕組みのあり方
- ・ 個人事業者や小規模事業者に対する支援のあり方

前回までに出された意見のポイント

(1) 個人事業者等の災害の把握・分析

- ・ イラストレーター等については、キャリアの時期によっても災害のリスクが異なり、そうした時期の観点も踏まえた分析が必要。
- ・ 業務上災害の報告については、メンタルヘルス事案などは個人事業者に求めると、仕事が取れなくなるといった懸念から報告がされなくなるおそれもあり、特別加入団体から報告させるのが適当。

(2) 個人事業者等による取組等

- ・ 健康のリテラシー向上を目的とした研修、健診の受診勧奨などの啓蒙が重要。
- ・ 個人事業者自身の健康管理は、個人に取組を促すことが基本であり重要。
- ・ 業種・職種別団体に加入していない個人事業者への啓発が必要。
- ・ 個人事業者についても、就業時間の規制について検討すべき。
- ・ 個人事業者の中には、自ら望んで積極的に業務を行っている者もあり、一律で長時間就業を抑制することが良いことなのかは検討すべき。
- ・ 安全衛生対策の検討に際しては、自由な働き方を阻害することのないようにすることも重要。
- ・ 就業時間を簡単に管理できるアプリの周知を進め、活用を促進することが重要。そのため、フリーランス新法で検討されている発注者による書面の交付に関して、モデル契約書にアプリの使用を盛り込むことも検討してはどうか。

前回までに出された意見のポイント

(3) 発注者による取組等

- ・ 建設業において、国や県発注の事業で工期を短縮することが入札要件とされているなど、発注者側が工期の短縮を求める傾向。
- ・ 納期が厳しいことによる過度のストレスや長時間労働が要因で労働災害が発生する場合がある。
- ・ 個人事業者のヘルスリテラシーの向上は、発注者や仲介事業者に取り組ませるべき。
- ・ ストレスチェックや健康診断も、発注者や仲介事業者に取り組ませるべき。
- ・ エンドユーザーに負担をかけすぎると、個人事業者の活用の抑制につながるおそれがあるので、IT業界については、エージェント（仲介事業者）を活用することが適当。エージェントは、個人事業者の就業時間等も把握しており、発注者との間に入ってメンタルヘルスへの配慮を行うことも可能。
- ・ 個人事業者に対して、産業医や健康状況を把握した後の措置などの産業保健サービスの提供する上では、プラットフォーム、団体、仲介業者を活用するべき。
- ・ 取組を進めるためにも、担当省庁を決めたり、業界団体を育成していくことが重要。
- ・ 個人事業者自身がコントロールできないような条件（就業場所の指定やプラットフォームによるアルゴリズム管理など）については、それをコントロールできる者に対応を求めるべき。
- ・ 立場が弱い個人事業者側では契約内容をコントロールすることが難しいこともあるので、労働安全衛生法第3条を全ての発注者に適用し、健康に影響を及ぼすような発注が行われないよう担保するべき。
- ・ 健康診断の受診率を高めるため、健診の経費を契約に盛り込ませる取組も重要であり、建設業のガイドラインの考え方を他の業種にも拡大し、基準への格上げも検討すべき。

（１）個人事業者等の脳・心臓疾患及び精神障害事案の報告

- 個人事業者の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案については、以下の理由から、他の業務上災害とは区別して、個人事業者自身が労働基準監督署に報告することができる仕組みとするのが妥当ではないか。その際、業種・職種別団体（特別加入団体を含む。以下同じ。）が支援することができることとしてはどうか。
 - ・ 脳・心臓疾患や精神障害の原因の特定が困難な場合があること（現在の仕事の発注者等だけが原因でない場合も考えられる）
 - ・ 発注者等、仕事の受託に関わる者による報告を想定した場合、個人事業者に対する不利益な取扱いにつながる懸念があること
 - ・ 特にメンタルヘルスに関しては個人情報保護に留意する必要があること
 - ・ 個人事業者は労災保険に特別加入していない者も多いこと
- 中小企業経営者や役員の脳・心臓疾患及び精神障害事案については、他の業務上災害と同様に、所属企業に報告を求めることでよいか。
- 個人事業者が労働者としての勤務と兼業している場合の取り扱いはどうするべきか。

（２）個人事業者等の健康管理のあり方

【個人事業者等による健康管理】

- 個人事業者等は、自らの心身の健康状態については、自らで把握し、必要な対応を行うことを基本とし、その取組を促していく考え方でよいか。具体的には、以下の考え方でよいか。

<一般的な健康管理>

- ・ 個人事業者等に対し、保険者が実施する特定健康診査等を活用し、１年に１回、一般健康診断と同様の健康診断を受けること及びその結果に基づく必要な精密検査や受診を促す。

<長時間の就業による健康障害の防止>

- ・ 個人事業者等自身で就業時間を把握し、疲労が蓄積することがないように睡眠・休養の確保も含めた体調管理を促す。
- ・ 個人事業者等に対し、就業時間が長時間になりすぎないようにすることを促す。この際、健康への影響を未然に防止する観点から、同様の業態で働く労働者に適用される労働時間の基準と同水準の就業時間とすることが望ましい旨を示してはどうか。
- ・ 就業時間や疲労蓄積度をチェック・記録できるツール（アプリ）等を活用し、就業時間が長時間になってしまった場合に、疲労の蓄積があると感じる場合は、医師による面接指導を受けることを促す。

<メンタルヘルス不調の予防>

- ・ 個人事業者等に対し、定期的にストレスチェックを受けることを促す。
- ・ 個人事業者等に対し、高ストレスと判定された場合は、医師による面接指導や看護職、心理職等による健康相談を受けることを促す。

（２）個人事業者等の健康管理のあり方

＜腰痛等の筋骨格系疾患等の防止＞

- ・ 個人事業者等に対し、自宅も含め自らが就業する場所について、適切な環境を確保するよう促す。
- ・ 個人事業者等に対し、長時間の座り作業や運転業務による腰痛を防止するため、作業姿勢、適切な椅子等の調整、休憩など、必要な対応の実施を促す。
- ・ パソコン等を使用する作業（情報機器作業）を行う個人事業者等に対し、作業による眼科疾患や筋骨格系疾患を防止するため、作業場所の明るさやディスプレイ・入力機器の選択・調整、作業台や作業姿勢の調整など、必要な対応の実施を促す。
- ・ 情報機器作業に従事する個人事業者等に対し、定期的に情報機器作業に係る健康診断を受けることを促す。

【個人事業者等のヘルスリテラシーの向上】

- 個人事業者等の自らの健康管理に対する意識を向上させるため、行政、業種・職種別の団体等が協力し、個人事業者等に対する周知・啓発を進めていくことでよいか。

（３）個人事業者等に対して健康リスクを生み出す者等による措置のあり方

【長時間の就業による健康障害の防止】

＜発注者等から依頼される業務の性質上、就業時間が特定される場合※の対応＞

※以下に掲げるような特定のケースで働く個人事業者等を想定

- ①発注者等が1日に配送すべき荷物量を指定するなど、発注者等が、日々の業務量を具体的に管理・指定しているようなケース
- ②映画の撮影現場のように、個人事業者側で業務量や業務時間を自由にコントロールできないようなケース
- ③個人事業者等が、発注者等の事業場に常駐して、発注者等の労働者や他の個人事業者等と共同で一つのプロジェクトに従事するなど、個人事業者側で業務時間を自由にコントロールできないケース

- 個人事業者等に仕事を発注する者又は当該仕事を管理する者（プラットフォームも含む。以下「発注者等」という。）から依頼される業務の性質上、就業時間が特定される場合も考えられるが、そのような場合に個人事業者等の就業時間が長時間になりすぎないように、発注者等に対してどのようなことを求めることが考えられるか。長時間就業による健康への影響を防止する観点から、安全衛生を損なうような長時間就業とならないような配慮も求めているかどうか。

※ 労働安全衛生法第3条第3項は「建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。」と規定して請負契約の発注者に安全衛生の確保のための必要な配慮を求めている。

- 個人事業者等の就業時間が特定される場合において、就業時間が長時間になってしまった個人事業者等の健康を守るために発注者等に対してどのようなことを求めることが考えられるか。個人事業者等から求めがあった場合に、医師による面接指導を受ける機会を発注者等が提供することについて、どう考えるか。

（3）個人事業者等に対して健康リスクを生み出す者等による措置のあり方

【メンタルヘルス不調の予防】

- 個人事業者等に過度なストレス等が生じないようにするため、発注者等に対しどのようなことを求めることが考えられるか。

【健康診断の受診の促進】

- 発注者等に対し、個人事業者等に対する健康診断に関する情報提供や受診機会提供について配慮を求めることとしてはどうか。健診費用を安全衛生経費として契約に盛り込むことについてはどう考えるか。

【作業環境による健康障害等の防止】

- 発注者等から依頼される業務の性質により就業場所が特定される場合も考えられるが、そのような場合は、当該就業場所の適切な環境確保のために必要な措置※が講じられていることを発注者等が確認することとすべきか。また、当該就業場所を発注者等が管理していない場合においては、当該場所を管理・貸与する者（建築物貸与者）に、これらの措置が講じられていることを確認することとすべきか。

※室内の温度管理、気積の確保、照度の確保、便所の設置など

- 労働者が客先に常駐して就業する場合など、労働者の就業場所を事業者が自ら管理していない場合についても、同様の考え方（当該場所を管理・貸与する者（建築物貸与者）に必要な措置が講じられていることを確認する）でよいか。

（４）個人事業者等に対する支援のあり方

- 業界団体やIT分野の仲介事業者など個人事業者を支援する団体等がある場合は、これらの団体等が個人事業者自身による取組を支援することでよいか。支援としては、具体的には以下を含むこととしてよいか。
 - ・ 個人事業者等に対する健康診断やストレスチェック等に関する支援
 - ・ 個人事業者等に対する健康管理に関する研修や情報提供
- 国は、個人事業者を支援する団体等の活動に対し、情報提供等の支援を行うこととしてよいか。また、団体等がない業界については、業界団体等の形成を促すための取組を進めることでよいか。
- 国は、団体等に対する支援のほか、個人事業者等の健康管理を支援するため、以下の対応を行うことでよいか。
 - ・ 個人事業者等が活用可能な団体や国による支援について、広く周知広報を行う。
 - ・ 個人事業者等が就業時間を容易に管理できるツールの提供などの支援を行う。
 - ・ 現在労働者向けに提供されている職業性ストレス簡易調査票を個人事業者等向けに改良するなど、個人事業者等が活用できるツールの提供などの支援を行う。
 - ・ 産業保健総合支援センターで行う健康管理に関する研修や、こころの耳などの情報提供サイトの対象に、労災保険に特別加入している個人事業者等も加え、必要な研修や情報発信を行う。
 - ・ 地域産業保健センターによる支援の対象に、労災保険に特別加入している個人事業者等も加える。